

平成 26 年 2 月 26 日

日左連理事 各位

(一社) 日本左官業組合連合会  
会 長 守 屋 清

## 平成 26 年 3 月 10 日(月)日左連理事会開催通知

標題について、日左連理事会を下記により開催いたしますので業務ご多忙の折柄誠に恐縮に存じますが、万障お繰り合わせのうえご出席いただきたくご通知申し上げます。  
甚だお手数ですが、FAXにて、出欠についてご一報をお願いいたします。  
尚、準備の都合上、誠に恐縮に存じますが、出欠報告は、**3月5日(水)まで**にご連絡をお願いします。

### 記

日 時=理事会 平成 26 年 3 月 10 日 (月曜日) 午後 12 時 00 分より

場 所=日左連会館 新宿区払方町 25-3 電話 03-3269-0560 FAX03-3269-3219

交通機関=①JR・都営新宿線 市ヶ谷駅下車 徒歩約 11 分  
②地下鉄有楽町線・南北線 市ヶ谷駅下車 徒歩約 6 分  
③都営大江戸線 牛込神楽坂駅下車 徒歩約 7 分

### 議 題

- 第 1 号議案=平成 26 年度理事・監事会日程(案)について
- 第 2 号議案=第 77 回日左連定時総会議案(案)次第(案)等について
- 第 3 号議案=第 78 回日左連定時総会開催ブロック会(案)について
- 第 4 号議案=新規賛助会員(案)の入会について
- 第 5 号議案=その他

(一社) 日本左官業組合連合会理事会「平成 26 年 3 月 10 日(月)開催」

出席します ・ 欠席します (いずれかに○印を付してください)

平成 26 年 月 日

都・道・府・県  
(いずれかに○印を付してください)

ご芳名 印

注：一般社団法人化に伴い、理事会における理事の議決権は、出席者のみ有効となり、委任行為及び書面表決は出来なくなりました。(定時総会は可能)

理事の決議=日左連定款第 33 条第 I 項、法人法第 189 号 (過半数以上の出席)

理事の職務=法人法第 64 条、第 172 条第 I 項、民法第 644 条 (法人運営を委任されている者)

お願い：理事会議案書メール送信しております。

理事各位におかれましては、大変恐縮ですが、議案書資料をプリントアウトし当日持参願います。

**\*出欠のご回答(記名・捺印)は FAX03-3269-3219 にて願います。**